

支援対象児童等見守り強化事業について（R2～R5 まとめ）

1. 事業の目的

コロナ禍においてのストレスや、子どもの見守り機会及び予防的関与の減少などの影響を受け、その後も児童虐待の相談対応件数が増加傾向が続いていることから、NPO団体とも連携し、虐待の予防・早期発見・早期対応のための見守り体制を構築する。

2. 対象 支援を必要とする世帯

- ・支援対象児童等として登録されている子どものいる世帯
- ・特定妊婦のいる世帯
- ・生活困窮、ひとり親、傷病、障害、DV、養育困難などの状況にある、18歳未満の子どものいる世帯等

3. 実施方法

毎月1回、食材の提供と併せて対象世帯を訪問などにより児童の安全確認を行うとともに、区は、把握した子どもの状況、生活実態に応じて実効性のある支援を検討し、実施する。

4. 実施期間

- 2年度 令和2年11月～令和3年2月（4か月間）
 3年度 令和3年7月～令和4年1月（7か月間・8月のみ2回訪問）
 4年度・5年度 令和4年8月～令和5年1月（6か月間）

5. 実施実績

	R2	R3	R4	R5 11月末まで
①対象世帯数	400	200	200	200
②利用世帯数	321	198	175	175
内訳 要対協ケース (本事業中に受理したケースを含む)	60	83	83	77
ひとり親	259	108	110	113
外国籍世帯(混合世帯含む)	65	73	50	41
③対象児童数	457	304	278	251
内訳 未就学児	169	155	127	101
小学生	235	112	116	136
中学生	35	25	27	10
高校生年齢	18	12	8	4
④延べ訪問回数	1254	1437	803	622
⑤児童虐待等受理ケース	7	5	2	3
内訳 虐待	4	1	0	3
養育困難など	3	4	2	0
⑥途中終了世帯	4	12	9	7
内訳 施設入所	1	1	3	0
転出	1	8	3	5
その他	3	4	2	2
⑦見守り支援員	71	76	73	76

6. 効果

利用家庭は月を追うごとに、地域の見守り支援員との信頼関係を深めていることが毎月の報告から感じられる。行政のみではなしえない、地域がつながることで、子どもたちの見守りの目が増え、子育てが「孤育て」にならないための支援の第一歩となっている。